

年金

国保



～あなたの年金権を守る生涯のパートナー～

基礎年金番号は大切に

年金係 ② 1 6 3

基礎年金番号は、20歳になり国民年金に加入したときや、就職して厚生年金や共済組合に加入したときに番号が決められ、年金手帳が交付されます。その後、加入する年金制度が変わっても、基礎年金番号は加入歴などを記録し、あなたの年金を守る生涯変わることはない大切な「1人1番号」となります。年金に関する問い合わせや届出、また年金請求の際には、必ず基礎年金番号を使いますので、年金手帳は大切に保管してください。

年金相談

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成16年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料や過去10年以内の追納保険料などが納められる集合徴収も行います。

ご相談の際には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・納付書等を持参してください。その他年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

日時 10月27日(水)
13時～16時
場所 役場 3階第3会議室

児童特別児童

扶養手当制度

児童扶養手当

父親のいない家庭や、父親が一定の障害の状態にある家庭の子どもの母、または母に代わってその子どもを養育している方に支給される手当です。この手当を受けられるのは、次のいずれかに該当する

- 子どもを育てている場合です。
- 父母が婚姻を解消した子ども
- 父が死亡した子ども
- 父に一定の障害がある子ども
- 父の生死が明らかでない子ども
- 父に1年以上遺棄されている

子ども
・父が法令により1年以上上拘禁されている子ども
・母が婚姻によらないで懐胎した子ども
ただし、次のような場合には、手当を受けられません。
・申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
・申請する方が公的年金を受給することができるとき
・子どもが父または母の死亡について支給される公的年金

を受けることができます。
・子どもが父に支給される公的年金の額の加算の対象となっていないとき
・子どもが児童福祉施設等(母子生活支援施設などを除く)に入所しているとき
※平成10年3月31日以前に手当の支給要件に該当したものの、手当の申請をせず、かつ、その間に手当の支給要件に該当しない要件が発生しなかった場合、原則として申請をすることができません。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。ただし、次の場合は支給されません。
・申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
・子どもが障害による公的年金を受けることができるとき
・子どもが児童福祉施設等に入所しているとき

支給額

重度の場合↓1人につき月額50,900円
中度の場合↓1人につき33,900円

児童扶養手当、特別児童扶養手当に該当する場合は、健康生活課にご相談ください。ただし、各制度ともに所得制限があります。(外国人の方も受給できます)
これらの手当は、申請をした翌月からの対象となります。また、各制度の受給者が受給要件に変更があった場合(転入・転出・氏名変更・児童数の増減など)は、お申し出ください。

児童扶養手当所得制限限度額

扶養人数	本人		配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円

所得制限未満の場合、全部支給または、一部支給となります。
※一律控除(8万円)のほか、諸控除が受けられる場合があります。

特別児童扶養手当所得制限限度額

扶養人数	本人	配偶者・扶養義務者
0	4,596,000円	6,287,000円
1	4,976,000円	6,536,000円
2	5,356,000円	6,749,000円
3	5,736,000円	6,962,000円

所得制限未満の場合に支給となります。
※一律控除(8万円)のほか、諸控除が受けられる場合があります。

最近、星空を眺めたことはありますか



団体でも利用できます

伊奈町国民健康保険指定保養所

国民健康保険では、国保加入者の方の健康増進のために、国内の約300か所余の旅館、ホテルと契約をし、国保加入者の方(税滞納者を除く)が利用した場合に、1泊につき大人3,000円・小人2,000円の補助をしています。なお、国保に加入していない方が含まれる各種の団体でも

協定料金で利用することができます。
何百年、何千年前の星の光、これからの季節が見ごろです。ぜひ、ご利用ください。
※施設所在地・名称・協定料金等は、国民健康保険係にパンフレットをご請求ください。(注意)
①旅行会社等の企画によるパック旅行は除きます
②1年度内2泊まで
国民健康保険係 ②161

《利用方法のご案内》

補助金を受けられる資格	町の国民健康保険に加入している方で、国民健康保険税を滞納していない方
利用手順	①保養施設に予約 「埼玉県伊奈町の国民健康保険保養施設の利用」と申し出てください。 《予約ができたら》 ②利用日の10日前までに印鑑を持参のうえ保険年金課で【利用券】と【助成券】の発行申請をしてください。 ※団体利用の場合は利用する方全員の氏名、国保加入者の記号番号(保険証の上部に記載してあります)が必要です。 ③【利用券】と【助成券】は、利用日に間に合うように郵送します。
利用料金の支払い方法	利用施設に到着したら、【利用券】と【助成券】を提出してください。精算時に【助成券】に表示されている補助金額が差し引かれますので、ご確認ください。
補助内容	①1年度内に1人2泊まで補助します。 ②1人1泊につき、大人3,000円 小人2,000円
注	・旅行会社等の企画旅行、パック旅行は補助の対象ではありません。 ・利用の取り消しまたは変更の場合は、利用施設と保険年金課にご連絡ください。

●年齢
18歳になった年の年度末(3月31日)までです。また、一定の障害のある児童は20歳になるまでです。
※児童扶養手当受給者にかかわる優遇制度があります。(JR通勤定期乗車券の割引制度

各手当のお問い合わせは
健康生活課 ②144へ